

ごみの区分      ごみの種類      出し方

**燃えるごみ**  
週2回  
指定ごみ袋に入れてください

**プラスチックごみ**  
洗剤などの容器・発泡スチロールなど

**CD・DVD**

**ゴム・皮革製のごみ**      **布団・毛布・ジュタン**

座布団程度に切る

○生ごみは、よく水切りをしてください。

○木くず・木製品は、長さ1m、厚さ10cm以下にしてください。

○食品トレイは販売店の店頭回収、又は各支所等の回収ボックスへ。

○ダンボール・新聞・雑誌・雑紙は、資源物になります。

生ごみ・台所ごみ  
※生ごみは処理機・コンポストの購入を奨めています。  
購入費助成制度あります

**燃えないごみ**  
月2回  
指定ごみ袋に入れてください

**金属くず**  
スプレー缶・やかん  
フライパンなど

**ガラスくず**  
飲食用びん以外の  
ガラス・ガラス製品

**鏡**      **陶磁器くず**

**電子レンジ**      **木製以外の**  
**オープン**      **家庭用品・器具**

**小型モーター**      **家電製品(小型)**

ジュース・ビール  
などの金属ふた

小型掃除機

○飲食用のびん・缶(油等で汚れていないものは、資源物に出してください)。

○スプレー缶や、カセットボンベ・ライター等は中身を使い切ってください。穴あけは不要。

○危険なもの(ガラス・カミソリ・刃物など)は必ず安全な方法で出してください。

○傘の布地・ビニールは、はすして「燃えるごみ」、骨組は「燃えないごみ」に出してください。

必ず使い切りましょう

**資源物**  
月1回  
表の分類ごとに分別してください

リターナブル瓶類	一升びん、ビールびん
雑びん類	ドリンクびん、酒びん、調味料びん等
缶類	ジュースやビール、缶詰などの飲食用の缶(4ℓ程度まで)
紙類	新聞・チラシ 雑誌類 ダンボール 雑紙(食品・菓子の紙箱・包装紙など) 牛乳パック
繊維類	古着、布きれ、ぼろ布
ペットボトル	△マークがついているもの(飲料用、調味料用)

びん 無色・透明      びん 一升・ビール

びん 茶色      びん その他の色

缶      ペットボトル

○びん類・缶類はキャップを取り、中を水洗いしてください。

○リターナブルびん類は、できる限り販売店へ返してください。

○飲食用びん以外のびん・ガラス製品・陶磁器製品は燃えないごみに出してください。

○紙類は、種類ごとに縛ってください。

○ダンボール箱に新聞・雑誌を入れて出さないでください。

○ペットボトルは、キャップを取り、中を水洗いしてください。

つぶしたりラベルを取ったりする必要はありません。キャップは燃えるごみです。きれいなキャップは市役所又は支所でリサイクル回収しています。

○資源物は、指定ごみ袋に入れる必要はありません。

**粗大ごみ**  
月1回指定の日  
電話で環境センターへ申し込んでください  
粗大ごみシールを貼ってください

**自転車**

**金属製の家具・器具(中型)**  
※指定ごみ袋(大)に入らないもの

※申込みは3点までです

○毎月1日～14日の環境センター運営日に電話(55-3325)で申し込み後、「粗大ごみシール」を取扱店で購入し、必要事項を記入のうえ、粗大ごみ1点につき1枚を貼って指定日に指定ごみステーションに出してください。「粗大ごみシール」は1枚500円です。

○重さ50kg程度以上のものは、収集できません。

○木製品は、壊して不燃物と分別し、燃えるごみ、燃えないごみに出してください。

**有書ごみ(随時)**      **電池類**      市役所・各支所・泉公民館・泉西公民館屋外設置の回収ボックスに出してください。

**木くずの処理業者**      **ウッドフューエル土岐株式会社 ☎44-9092**      **株式会社マルエス産業 ☎52-2367**

<b>家電リサイクル法対象品</b>	冷蔵庫・冷凍庫      エアコン	購入または買替えされた販売店での引取りとなります。	販売店で引取りされない場合は右の業者が対応します。	(株)愛幸商店 ☎55-5072
	テレビ      洗濯機・衣類乾燥機			衛藤産業(株) ☎44-8150
	家電リサイクル券センター ☎0120-319640			(有)ダイセン ☎55-7181
				(株)橋本 ☎0574-63-1111

**市のごみ集積場に出せないごみ**

<b>パソコン</b>	製造メーカーにリサイクル依頼をして処分してください。(詳しくは家電販売店等にお尋ねください。)		
<b>多量なごみ</b>	直接、環境センターへ持ち込むか、上記の許可業者へ依頼してください。(引越しやかたづけ、庭木の手入れなど。)		
<b>事業から出る一般廃棄物(会社・商店など)</b>	直接、環境センターへ持ち込むか、上記の許可業者へ委託してください。	50kgまで	300円
<b>産業廃棄物</b>	事業者が自己処理することが原則です。(環境センターで承認を受けたものだけ直接搬入できます。)	ごとに	500円

**市で収集・処理できないもの**

タイヤ      バッテリー      スプリング入りマットレス・ソファ      バイク      温水器      薬品・農薬      消火器      塗料・オイルの入った缶

※その他農機具・ガスボンベ・ドラム缶・大型モーター・エンジンなど、処理が困難・危険なもの。  
※スプリング入りマットレス・ソファは、布地とスプリングを分別された場合、搬入できます。

環境センターで処理できません。購入先などに引き取ってもらってください。